

きなハードルであることから、①ポータルサイトから予約を取得して、顧客にそれを使用させること（予約は他人に譲渡することができます）、あるいは、②役所の職員と関係を築いているようで、予約を内々のルートから取得して、顧客に使用させることが行われている。

①のように、いわば業者が業として予約を取得して、一般の申請者の予約取得を阻害する行為は許されないのではないか。②のように、本来公平に開かれているべき予約取得の機会が、金銭を提供した人に優先的に配分されるということは、オープンアクセスの原則に反するのではないか。

こういった疑問を抱きながらも、在外研究を途中で終了させるわけにもいかないので、私は、遺憾な

がら、支払って予約を回してもらいました。しかし、あまり気持ちの良いものではありませんでした。

4 むすびにかえて

行政のデジタル化について、行政機関の担当者との面会予約をとるためのシステムがデジタル化といえるほどのモノなのか、あるいは、住民登録など本人確認は必要であるから、デジタル化の不便さへの批判には当たらないという指摘もあらうかと思われる。しかし、行政手続きが完全自動化ではなく、中途半端に人が介在する「部分的な自動化」は、不公平と不正を生み出すことになるのではないかとこの危惧を感じました。（法学部教授）

法学研究所・法学部共催講演会開催のお知らせ

日時：11月6日（月）15：20～

講師：渡部恒雄（笹川平和財団主席研究員）

題目：米国の外交ドクトリンは変化したのか？

（詳細は大学HPでお知らせいたします。）

編集後記 2023年度の第1号は、実質的には2022年度の第2号との合併号となりました。早々にご執筆をいただいた先生方、遅くなりましたがすみませんでした。

法学研究所

所長	大庭 三枝	教授
常任委員	柴田 直子	教授
	東郷 佳朗	准教授
	淵 麻衣子	准教授

地方自治センター

センター長	出口 裕明	教授
運営委員	足立 治朗	准教授
	嘉藤 亮	教授
	藤間 大順	准教授
	三浦 大介	教授
	諸坂 佐利	准教授

国際人権センター

センター長	近江 美保	教授
運営委員	石井梨紗子	准教授
	井上 匡子	教授
	大庭 三枝	教授
	柴田 直子	教授

神奈川大学法学研究所 ニュースレター 2023.9/No.30

発行者：神奈川大学法学研究所 大庭 三枝

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL 045-481-5661（代表） FAX 045-413-0815

印刷所（株）江森印刷所

〒221-0014 横浜市神奈川区入江1-34-25 TEL 045-421-2297